

京都府医療機関等物価高騰対策事業交付金 申請の手引き

○申請期間：令和7年3月28日（金）～令和7年5月9日（金）

○問合せ先：京都府医療・福祉施設物価高騰及び職員処遇改善支援センター
物価高騰支援係

受付時間：午前9時～午後5時

（土日祝を除く。）

専用ダイヤル：075-746-2428

※令和7年8月1日以降電話番号を変更しておりますのでご注意ください。

○京都府ホームページ：

<https://www.pref.kyoto.jp/kosodate/news/2024/bukkakoutoutaisaku.html>

京都府健康福祉部

交付金の概要

京都府医療機関等物価高騰対策事業交付金については、物価高騰により厳しい経営状況にある医療機関や社会福祉施設等の負担を軽減するため、各施設の利用者数の規模等に応じて光熱費及び食材費の支援を実施します。

【交付対象施設・交付基準額 概要】

- ※1 国、地方公共団体その他の公的機関が運営する施設へ交付する場合は、基準額に 1/2 を乗じて得た額を基準額とする。
- ※2 地方公共団体の一般会計で直接運営する施設を除く。
- ※3 被措置児童のいない施設等を除く。

交付対象施設	光熱費支援	
病院又は診療所※1、※2 (医科・歯科)	病院・有床診療所 (3床以上)	1病床当たり 15,000円 (※1 1病床当たり 7,500円)
	有床診療所 (1～2床)	1施設 30,000円 (※1 1施設 15,000円)
	無床診療所	1施設 30,000円 (※1 1施設 15,000円)
助産所、施術所	1施設 30,000円	
歯科技工所	1施設 10,000円	
介護サービス事業所等 ※1、※2 (京都市域を除く)	入所系	定員1人当たり 6,000円 (※1 定員1人当たり 3,000円)
	通所系	定員1人当たり 2,000円 (※1 定員1人当たり 1,000円)
	訪問系	1事業所 21,000円 (※1 1事業所 10,500円)
障害者施設等※1、※2 (京都市域を除く)	入所系	定員1人当たり 6,000円 (※1 定員1人当たり 3,000円)
	通所系	定員1人当たり 3,000円 (※1 定員1人当たり 1,500円)
	訪問系	1施設 21,000円 (※1 1施設 10,500円)
児童養護施設等又は里親等 ※2、※3 (京都市域を除く)	定員1人当たり 4,000円	
私立保育所等	定員100人以下	1施設 20,000円
	定員101人以上 300人以下	1施設 60,000円
	定員301人以上	1施設 200,000円
薬局	1店舗 10,000円	

交付対象施設	食材費支援
病院又は診療所※1	1病床当たり 3,400円 (※1 1病床当たり 1,700円)
介護サービス事業所等 ※1、※2 (京都市域を除く)	定員1人当たり 3,400円 (※1 定員1人当たり 1,700円)
障害者施設等※1、※2 (京都市域を除く)	定員1人当たり 3,400円 (※1 定員1人当たり 1,700円)
私立保育所等	定員1人当たり 260円

I 交付対象施設と交付基準額

1 交付対象施設

1 施設につき、申請受付期間中1回のみ申請が可能です。申請は、以下に掲げる業種区分ごとに、各施設等を運営する法人等がまとめて申請を行うことを原則とします。また、同一の事業所で、複数の業種区分・サービス種別を運営している場合は、別紙QAをご確認の上、申請してください。

(1) 光熱費支援事業

光熱費の高騰による府民の生活に必要な施設等の維持管理費の増額に対応するため、各施設の利用者数の規模等に応じて交付金を交付します。

業種区分	要件
病院又は診療所 (医科・歯科)	令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間において、継続して京都府内に所在し、保険医療機関として指定を受けている病院又は診療所を運営する者 ただし、地方公共団体の一般会計で直接運営する施設を除く。
助産所	令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間において、継続して京都府内で開設している助産所を運営する者
施術所	令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間において、継続して京都府内で開設し、保険診療を行う施術所を運営する者
歯科技工所	令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間において、継続して京都府内で開設し、歯科技工士法第21条第1項の規定による届出をした歯科技工所を運営する者
介護サービス事業 所等	令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間において、継続して京都府内(京都市内を除く。)に所在し、サービスを提供し、介護報酬の請求を行う介護サービス事業所等(軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び生活支援ハウスにあっては、令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間において、継続して京都府内(京都市内を除く。)に所在し、サービスの提供を行う介護サービス事業所等)を運営する者 ただし、地方公共団体の一般会計で直接運営する施設を除く。
障害者施設等	令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間において、継続して京都府内(京都市内を除く。)に所在し、サービスを提供し、障害福祉サービス等報酬の請求を行う障害者施設等を運営する者 ただし、地方公共団体の一般会計で直接運営する施設を除く。
児童養護施設等又 は里親等	令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間において、京都府内に所在する児童養護施設等を運営する者又は里親等 ただし、上記期間内において被措置児童のいない施設等、地方自治体の一般会計で直接運営する施設及び京都市所管の施設等を除く。
私立保育所等	令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間において、継続して京都府内に所在する私立の保育所(保育所型認定こども園含む)、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を行う事業所、認可外保育施設を運営する者
薬局	令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間において、継続して京都府内に所在し、保険薬局として指定を受けている薬局を運営する者

(2) 食材費支援事業

施設等の利用者へ提供する食事の材料費の高騰に対応するため、各施設の利用者数の規模等に応じて交付金を交付します。

業種区分	要件
病院又は診療所	<p>令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間において、継続して京都府内に所在し、保険医療機関として指定を受けている病院又は診療所を運営する者</p> <p>ただし、地方公共団体の一般会計で直接運営する施設を除く。</p>
介護サービス事業所等	<p>令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間において、継続して京都府内(京都市内を除く。)に所在し、サービスを提供し、介護報酬の請求を行う食費の基準費用額が設定されている介護サービス事業所等(※4)(軽費老人ホーム及び養護老人ホーム)にあつては、令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間において、継続して京都府内(京都市内を除く。)に所在し、サービスの提供を行う介護サービス事業所等を運営する者</p> <p>ただし、地方公共団体の一般会計で直接運営する施設を除く。</p> <p>(※4 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、(介護予防)短期入所生活介護(空床型を除く。)、(介護予防)短期入所療養介護(空床型を除く。)、軽費老人ホーム、養護老人ホーム)</p>
障害者施設等	<p>令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間において、継続して京都府内(京都市内を除く。)に所在し、サービスを提供し、障害福祉サービス等報酬の請求を行う障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、療養介護を運営する者</p> <p>ただし、地方公共団体の一般会計で直接運営する施設を除く。</p>
私立保育所等	<p>令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間において、継続して京都府内に所在する私立の保育所(保育所型認定こども園含む)、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を行う事業所、認可外保育施設を運営する者</p>

2 対象となるサービス種別等

(1) 光熱費支援事業

介護サービス事業所等、障害者施設等は以下の施設・サービスを対象とします。

業種区分	分類	サービス種別
介護サービス事業所等	入所系	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス、(介護予防)短期入所生活介護(空床型を除く。)、(介護予防)短期入所療養介護(空床型を除く。)
	通所系	通所介護(通所型サービス(総合事業)を含む。)、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
	訪問系	訪問介護(訪問型サービス(総合事業)を含む。)、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、居宅介護支援(介護予防支援を含む。)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
障害者施設等	入所系	障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助、療養介護、短期入所(空床型を除く。)、宿泊型自立訓練
	通所系	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援

(2) 食材費支援事業

介護サービス事業所等、障害者施設等は以下の施設・サービスを対象とします。

業種区分	サービス種別
介護サービス事業所等	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、(介護予防)短期入所生活介護(空床型を除く。)、(介護予防)短期入所療養介護(空床型を除く。)、軽費老人ホーム、養護老人ホーム
障害者施設等	障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、療養介護

3 交付基準額

(1) 光熱費支援事業

※1 国、地方公共団体その他公的機関が運営する施設へ交付する場合は、基準額に 1/2 を乗じて得た額を基準額とする。

業種区分	基準額
病院又は診療所※1 (医科・歯科)	〔病院・有床診療所〕(3床以上) 1病床当たり 15,000円 〔有床診療所〕(1～2床) 1施設 30,000円 〔無床診療所〕1施設 30,000円 ※ 歯科のうち障害者を診察した場合は、以下の加算を行う ①障害者手帳を所持している患者を診察した場合 1施設 10,000円 ②重度な障害者を診察して特別対応加算を請求した場合 1施設 20,000円
助産所、施術所	1施設 30,000円
歯科技工所	1施設 10,000円
介護サービス事業所等※1	〔入所系〕定員1人当たり 6,000円 〔通所系〕定員1人当たり 2,000円 〔訪問系〕1事業所 21,000円
障害者施設等※1	〔入所系〕定員1人当たり 6,000円 〔通所系〕定員1人当たり 3,000円 〔訪問系〕1施設 21,000円
児童養護施設等又は里親等※1	定員1人当たり 4,000円
私立保育所等	〔定員：100人以下〕 1施設 20,000円 〔定員：101以上300人以下〕 1施設 60,000円 〔定員：301人以上〕 1施設 200,000円
薬局	1店舗 10,000円

(2) 食材費支援事業

※1 国、地方公共団体その他公的機関が運営する施設へ交付する場合は、基準額に 1/2 を乗じて得た額を基準額とする。

業種区分	基準額
病院又は診療所※1	1病床当たり 3,400円
介護サービス事業所等※1	定員1人当たり 3,400円
障害者施設等※1	定員1人当たり 3,400円
私立保育所等	定員1人当たり 260円

Ⅱ 申請手続等

1 手続きの流れ

申請は「**交付申請兼実績報告**」による**1段階方式**です。

交付対象施設の要件、交付基準額等を確認のうえ、原則、交付金申請電子システム（WEB申請システム）にて申請してください。

また、原則法人ごとにとりまとめて申請をお願いいたします。

※ 申請者（法人等の代表者）と口座名義人が異なる場合は委任状の提出が必要です。口座振替依頼書の委任状部分に記入の上、法人の代表者等申請者の印を押印した原本を郵送にてお送りください。

（1）WEB申請方法

申請手順については、「京都府医療機関等物価高騰対策事業交付金 WEB 申請システム操作手引き」を確認しながら申請を行ってください。

① 以下の URL にアクセスし、申請に必要なメールアドレスを登録してください。

https://reg31.smp.ne.jp/regist/switch/00051c0004hkaeY-d5/bukka_email

すでに ID とパスワードをお持ちの方はこちらからログインしてください。

<https://area31.smp.ne.jp/area/p/qfpj9sctjk0mdrfrj9/EjJqdk/login.html>

② 自動返信メール本文にある URL にアクセスし、申請フォームの「誓約事項」「申請者に関する情報」「振込口座情報」「申請する施設種別」を入力し、確認ボタンを押してください。

※ 振込口座情報については、「ファイルの選択」から**振込先口座の通帳の「表紙」及び「カタカナ情報記載ページ」の写し（銀行名、支店名、口座名義、口座名義（カナ）、口座番号が読み取れるもの）**をアップロードしてください。

※ 申請者（法人等の代表者）と口座名義人が異なる場合には、委任者・受任者情報を入力し、「ファイルの選択」から委任状の写しをアップロードするとともに、必ずWEB申請後、委任状の原本を郵送（簡易書留やレターパック）してください。その際、委任状欄外に、申請フォーム入力後の自動返信メールに記載される「申請 ID」を記載してください。

③ 申請 ID とパスワード設定用 URL が記載された自動返信メールが送信されますので、初回ログイン時は「パスワードの登録・再発行はこちら」からパスワード登録を行ってください。

④ パスワードの登録が完了しましたら「ログインページへ進む」から申請 ID、パスワードでログインし、「事業所新規登録」から事業所基本情報を登録し、「申立事項」に相違ないことを確認の上チェックし、申請してください。また、複数の事業所を登録したい場合は、再度「事業所新規登録」から事業所を登録してください。

- ⑤ すべての事業所の登録が完了し提出に進む場合は、申請確定・一次保存ボタンから進み、「一時保存・確定」で「確定」を選択して送信してください。
- ⑥ 申請後、申請確定メールが自動送信されますので、ご確認ください。申請手続きは以上となります。

※ 申請 ID、パスワードは適切に管理してください。

※ アップロードした書類について、後日問い合わせる場合がありますので、必ず保存してください。

(2) 郵送申請方法

① Excel 様式の

「令和6年度京都府医療機関等物価高騰対策事業交付金申請書兼実績報告書（別記様式）」
「口座振替依頼書」

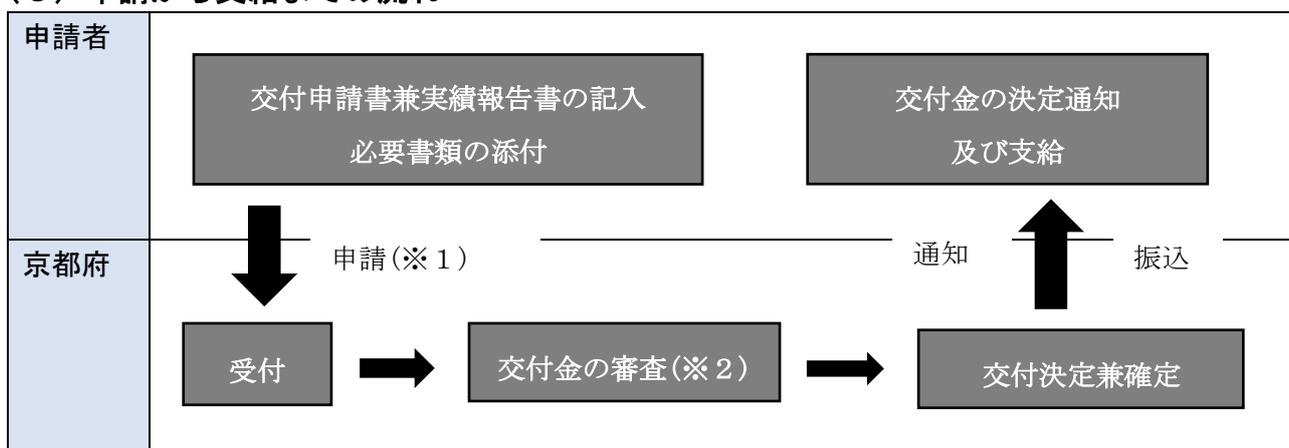
に必要事項を入力し、印刷（委任状が必要な場合は押印）します。

- ② 振込先口座の通帳の「表紙」、「表紙裏の見開き」の写し（銀行名、支店名、口座名義、口座名義（カナ）、口座番号が読み取れるもの）を用意します。
- ③ 提出書類チェックシートを活用し、記載内容や提出書類等を確認します。
- ④ 「京都中京郵便局留 京都府医療・福祉施設物価高騰及び職員処遇改善支援センター 物価高騰支援係 宛」に書類を郵送してください。

※簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法により提出してください。

※受理された書類は返却しません。

(3) 申請から支給までの流れ



- ※1 原則法人ごとで取りまとめ、申請は1施設単位で行ってください。申請及び支給は1施設につき1回限りです。修正等の必要が生じた場合、複数申請はせずコールセンターへお問い合わせください。
- ※2 提出された申請内容について問い合わせを行う場合があります。「交付申請書兼実績報告書（別記様式）」に記載する連絡先（電話番号、メールアドレス）は、誤りなく入力・記載してください。

2 申請の受付期間

令和7年3月28日（金）～令和7年5月9日（金）

（WEB申請の場合、23時59分まで、郵送申請の場合、当日消印まで有効。）

※ 当初、申請受付を令和7年4月30日（水）までとしておりましたが、延長することとなりました。

※ 申請書類に不備や必要提出書類に不足等がある場合、審査及び確認に時間を要し、交付金の交付手続きが遅れる場合があります。

※ 書類を郵送する場合は、以下の宛先まで、簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法により提出してください。

<送付先> 〒604-8799 京都中京郵便局留

※住所の記載は不要です。

※封筒には朱書きで『京都府医療・福祉施設物価高騰及び職員処遇改善
支援センター 物価高騰支援係』と記載してください。

3 交付金申請に必要な書類

（1）WEB申請

提出書類	申請方法	留意事項
交付申請書兼実績報告書（別記様式）	システム入力	WEB申請システムにアクセスし、入力してください。
口座振替依頼書（別紙）	システム入力	WEB申請システムにアクセスし、入力してください。
※委任状が必要な場合 （申請者と口座名義人が異なる場合のみ）	システムから データアップ ロード+郵送	印刷・押印した口座振替依頼書（委任状含む）をWEB申請システムにアップロードした後、郵送してください。
振込先口座の通帳の「表紙」、 「表紙裏の見開き」の写し	システムから データアップ ロード	銀行名、支店名、口座名義、口座名義（カナ）、 口座番号が読み取れるもの。 通帳がない場合は上記が確認できる資料を添付してください。

（2）郵送申請

提出書類	申請方法	留意事項
交付申請書兼実績報告書（別記様式）	Excel 様式入力 郵送	
口座振替依頼書（別紙）	Excel 様式入力 郵送	申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状部分に記入・押印してください。
振込先口座の通帳の「表紙」、 「表紙裏の見開き」の写し	添付	銀行名、支店名、口座名義、口座名義（カナ）、 口座番号が読み取れるもの。

		通帳がない場合は上記が確認できる資料を添付してください。
--	--	------------------------------

4 証拠書類の保管について

本交付金に係る以下の証拠書類について、交付決定日の属する年度の終了後、10年間保管してください。

なお、京都府職員による現地調査等の際に、以下の証拠書類が確認できない場合は、交付金の返還を求めることがありますので、不足のないよう保管してください。

①交付申請書類

②交付決定・確定書類

5 交付金の支払いについて

- 提出された書類を審査し、適正と判断された場合は、交付金交付の決定及び額の確定に係る通知を送付するとともに、指定口座に当該交付金を振り込みます。
- 申請書類に不備、必要書類に不足等があれば、審査及び確認に時間を要し、交付金の交付手続きが遅れます。また、全ての必要書類が整うまでは、交付金は交付されません。
- 交付金の交付後に、申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、交付金の全部又は一部を返還いただきます。
- 本交付金は、予算の範囲内で交付しますので、申請件数によっては交付額の調整を実施する場合があります。